

## アルジェリアの法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

アルジェリア民主人民共和国（英語では「People's Democratic Republic of Algeria」。以下「アルジェリア」という）は、人口約 4,681 万人の共和制国家である。アフリカ大陸の北西部に位置し、北は地中海に面しており、北東にチュニジア、東にリビア、南東にニジェール、南西にマリ、西にモーリタニア及び西サハラ<sup>2</sup>、北西にモロッコがある。アルジェリアの国土の面積は、約 238.2 万平方キロメートルでアフリカ最大かつ世界 10 番目であり、日本の国土の面積の 6 倍以上の大きさである。アルジェリアの北部にはアトラス山脈があり、その南の内陸部にはサハラ砂漠が広がっている。首都はアルジェである。公用語はアラビア語及びアマジグ語（ベルベル語）であるが、フランス語も国民の間で広く用いられている。宗教については、イスラム教（逊ナ派）が約 99% を占めている。通貨はアルジェリアン・ディナール（DZD）である<sup>3</sup>。

現在のアルジェリアの地域は、16 世紀からオスマン帝国の属領となっていたが、1830 年にフランスが占領した<sup>4</sup>。第 2 次世界大戦後、フランスに対する抵抗運動が広まり、1954 年に民族解放戦線（FLN）が結成されて武装闘争が本格化した。7 年以上に及ぶ独立戦争を経て、1962 年に独立を達成した。独立後は社会主義一党支配体制が続いたが、1989 年に複数政党制に移行した。1991 年の総選挙でイスラム原理主義のイスラム救国戦線（FIS）が圧勝したが、軍が選挙結果に介入し、1992 年には国家非常事態宣言が行われ、FIS は非合法

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> モロッコの南に位置する「西サハラ」については、モロッコが領有を主張しているが、西サハラの独立を目指す勢力は「サハラ・アラブ民主共和国」の独立を宣言した。「サハラ・アラブ民主共和国」とモロッコとの間で、国連の仲介による交渉が何度か行われたが、解決には至っていない。「サハラ・アラブ民主共和国」を支持するアルジェリアは、2021 年、モロッコとの国交断絶を宣言した。

<sup>3</sup> 本稿におけるアルジェリアの概要・歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2025 年版』（二宮書店、2025 年）252～253 頁、②外務省ウェブページ「アルジェリア 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/algeria/data.html>）等を参考した。

<sup>4</sup> フランス領アルジェリア出身の有名人としては、アルベール・カミュ（1957 年にノーベル文学賞を受賞した小説家。代表作『異邦人』はアルジェが舞台）、イヴ・サン=ローラン（世界的な高級ファッショングランド「Yves Saint Laurent」（YSL）の創業者であり、ファッショングランデザイナー）等がいる。

化された。その後、アルジェリアでは、イスラム過激派によるテロや軍との衝突が続発し、死傷者は 10 万人以上に達した（「暗黒の 10 年」と呼ばれる）。2011 年に国家非常事態宣言が解除された後は、民主化や経済改革が進められた。しかし、2013 年には、武装集団が天然ガス施設を襲って多数の人質を拘束し、日本人 10 人を含む 39 人が死亡するという事件が発生した。

アルジェリアは、アフリカ連合、アラブ・マグレブ連合、アラブ連盟、イスラム協力機構等に加盟しているほか、欧州（とくにフランス、イタリア及びスペイン）との関係を重視する外交政策を採っている。WTO には加盟作業中である。

アルジェリアの主な産業は、鉱業（石油、天然ガス、鉄鉱石）、農・漁業（なつめやし、オリーブ）等である。石油・天然ガス関連の収入が、輸出の約 93%、財政収入の約 38% を占める。

アルジェリアの法制度は、フランス法を基礎とする大陸法の伝統と、近代的に改革されたイスラム法（シャリーア）の要素が融合した「混合法体系」に分類される。フランス領アルジェリア時代には、ヨーロッパ人入植者を対象とするフランス民法等の近代法が導入される一方、ムスリム住民の身分関係には従来どおりイスラム法（シャリーア）が適用される二元的な司法制度が敷かれていた。しかし、1962 年の独立後、二元的な司法制度は統合・廃止され、一元的な司法制度への移行が図られた。また、1966 年には、新たに、刑法典、刑事訴訟法典、民事訴訟法典が制定され、アルジェリア独自の法体系の整備が本格化した。

アルジェリアの法源としては、最高法規たる「憲法」の下、議会の制定する「法律」、大統領が発布する「大統領令」等の成文法が中心である。裁判所の「判例」の拘束力は原則として認められない一方、成文の規定が存在しない事項については「イスラム法」や「慣習法」が補充的法源となる。また、アルジェリアは国際連合の人権諸条約を含む多数の国際条約に加盟しており、批准された「条約」は国内法より上位の効力を有する。

## II 憲法

### 1 総説

アルジェリアでは、独立後に 1963 年憲法が制定されたが、1976 年、1989 年、1996 年、2008 年、2016 年というように、幾度もの憲法改正が行われてきた。直近では、2019 年の民主化デモを受けて改正された 2020 年憲法が、アルジェリアの現行憲法である。2020 年憲法では、基本原則として、アルジェリアは「民主人民共和国」でありイスラム教を国教とすること、アラビア語及びアマジグ語を公用語とすること、共和国の不可分一体性が宣言されている。また、2020 年憲法は、国家の宗教としてのイスラムの位置づけに鑑み、国家機関がイスラムの道徳に反する活動を行うことを禁じる旨を定めている。他方で、憲法には、イスラム法（シャリーア）を法源と明記する条項はなく、立法原則としては世俗法に基づく統治が建前とされる。このように国家の基本理念としてイスラム的価値観を尊重しつつも、

法制度上はフランス流の世俗主義も色濃い点に 2020 年憲法の特徴がある。

アルジェリアの 2022 年憲法の条文数は、全 240 条である。その主な体系は、表 1 のとおりである<sup>5</sup>。

表 1 : アルジェリアの 2020 年憲法の主な体系

前文		
第 1 編 アルジェリア社会を統治する一般原則	第 1 章 アルジェリア	第 1 条～第 6 条
	第 2 章 人民	第 7 条～第 11 条
	第 3 章 国家	第 12 条～第 33 条
第 2 編 基本的人権、公共の自由及び義務	第 1 章 基本的人権及び公共の自由	第 34 条～第 81 条
	第 2 章 義務	第 82 条～第 87 条
第 3 編 権力の組織及び分離	第 1 章 共和国大統領	第 88 条～第 100 条
	第 2 章 政府	第 101 条～第 118 条
	第 3 章 議会	第 119 条～第 168 条
	第 4 章 司法権	第 169 条～第 191 条
第 4 編 監督機関		第 192 条
	第 1 章 憲法裁判所	第 193 条～第 207 条
	第 2 章 説明責任評議会	第 208 条
	第 3 章 国家独立選挙管理委員会	第 209 条～第 214 条
	第 4 章 透明性及び腐敗防止対策高等委員会	第 215 条～第 216 条
第 5 編 諮問機関		第 217 条～第 229 条
第 6 編 憲法改正		第 230 条～第 234 条
第 7 編 経過規定		第 235 条～第 240 条

## 2 統治機構

### (1) 大統領及び政府

アルジェリアは大統領を元首とする共和制国家であり、行政権は大統領及び政府に属する。

大統領は国家元首であり、国民の普通・直接・秘密の選挙によって選出される。大統領の任期は 5 年で、連続か否かを問わず、2 期を超えて大統領に就くことはできない。この任期

<sup>5</sup> アルジェリアの 2020 年憲法のアラビア語版及びフランス語訳は、下記リンク先に掲載されている。

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/20552>

また、英訳は、下記リンク先に掲載されている。

[https://www.constituteproject.org/constitution/Algeria\\_2020](https://www.constituteproject.org/constitution/Algeria_2020)

制限は、ブーテフリカ大統領が 1999 年から 2019 年まで 20 年間（4 期）にわたり在任したことへの反省から導入された。大統領は極めて広範な権限を有し、例えば、首相及び閣僚を任命・罷免する権限を持ち、事実上、政府の政策を主導する。大統領は、議会による法律案に対し再考を求める拒否権を持ち、緊急政令（大統領令）による立法も認められている（但し、2020 年改正により、議会休会中の大統領令の発布には制限が加えられた）。また、軍の最高指揮官であり、国防政策を統括する。さらに、国民議会（下院）の解散権、国民投票の実施権、非常事態宣言権等の強力な権限を有する。このように、2020 年憲法は、（議会の監督権限の強化を図ったものの、）依然として大統領が行政権、外交、安全保障の分野で優越的地位を占める構造となっている。

政府は、首相（大統領の所属政党が議会で多数を占める場合、大統領が任命する）又は政府首席（それ以外の場合、議会多数派から首相候補の指名を受け、大統領が任命する）が率いる。政府は大統領が定めた政策を実施する役割を担い、大統領に対して責任を負う。

## （2）議会

アルジェリアの議会は、二院制を採用している。

下院に相当する「国民議会」（Assemblée Populaire Nationale, APN）の議員の任期は 5 年であり、国民の普通選挙により選出される。

上院に相当する「国民評議会」（Conseil de la Nation）の議員の任期は 6 年であり、2 年ごとに半数が改選される。「国民評議会」の議員の 3 分の 2 は各州議會議員による間接選挙で選出され、3 分の 1 は大統領により任命される。

いずれの議員も、連続か否かを問わず、2 期を超えてその職務に就くことはできない。

議会は法案の審議・可決、予算の承認、政府の活動を監督する権限を持つ。しかし、実際には、大統領が提出した法案が優先的に審議される等、行政府、特に大統領に対する抑制・均衡機能は十分に機能しているとは言い難い。

## （3）裁判所

アルジェリアの裁判所制度は、フランスの裁判所制度に倣い、大きく分けて、「一般司法」と「行政司法」の系列に分けられる。

「一般司法」の系列では、まず、アルジェリア各地に配置された「第一審裁判所」があり、民事・商事・労働・家事事件、軽微な刑事事件を管轄する。次に、主要都市に設置された「控訴裁判所」があり、第一審裁判所の判決に対する控訴審を管轄するとともに、重大な第一審事件も管轄する。各「控訴裁判所」の内部には、民事・商事・刑事等の部が置かれ、合議体で審理が行われる。そして、最高司法機関としては、「最高裁判所」が首都アルジェに設置されている。「最高裁判所」は、法律審の終審裁判所として、下級裁判所の判断の適法性を審査し、必要に応じ破棄差戻しを行う。

他方、「行政司法」の系列では、まず、アルジェリア各州に配置された「行政裁判所」が

あり、国・地方公共団体が当事者となる行政事件を管轄する。次に、2020年憲法改正により新たに設置された「行政控訴裁判所」が、第一審裁判所の判決に対する控訴審を管轄する。そして、最高行政裁判所としては、「国務院」(Conseil d'État)が首都アルジェに設置されている。「国務院」は、行政裁判の終審機関として創設され、行政訴訟における法解釈の統一や下級行政裁判所との裁判権争議の調停等を管轄する。

以上のほかに、憲法の擁護と違憲審査を担う機関として「憲法裁判所」がある。これは、従前の憲法評議会に代わり2020年憲法改正で新設されたもので、条約・法律の合憲性審査、憲法改正案の合憲性審査等を管轄する。憲法裁判所の12名の判事の任期は、6年である。

なお、裁判官人事や司法行政については、憲法に基づき「最高司法評議会」が所管する。「最高司法評議会」は、大統領を議長とし、判事及び法曹関係者で構成される。

### 3 人権

人権に関しては、憲法の「第2編 基本人権、公共の自由及び義務」等において、多数の条文が規定されている。憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

①憲法前文において、「アルジェリア人民は、1948年12月10日の『世界人権宣言』、1966年12月16日に発効した『経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約』及び『市民的及び政治的権利に関する国際規約』、1981年6月27日の『アフリカ人権憲章』、2004年5月23日の『アラブ人権憲章』に規定される人権への完全なコミットメントを表明する。」と規定されている。但し、実際には、1992年から2011年まで継続した国家非常事態宣言の下で、基本権の事実上の制限が長期化した経緯もあり、人権保障の実効性については国際人権団体等から問題が指摘されてきた。

②「イスラム教は国家の宗教」とされている(2条)。国家機関は、「イスラム道徳及び11月革命の価値観を侵害すること」が禁止されている(10条)。「国家は、革命の象徴、殉教者の記憶、その遺族及びムジヤヒディンの尊厳の尊重を保障すること」(84条3項)が明文で規定されている。大統領は、イスラム教徒でなければならない(91条)。「礼拝の自由」の保障は明文で規定されている(51条2項・3項)が、「信教の自由」そのものに関する明文規定は見当たらない。

③報道の自由を保障しつつも、「他者の尊厳、自由、権利を侵害するために利用してはならない」こと(54条3項)、「差別的又は憎悪を煽る発言の公表は禁止される」こと(54条4項)が規定されている。また、「報道犯罪は、拘禁刑の対象とはならない」と規定されている(54条5項)。

④情報アクセス権が明文で保障されている(55条)。

⑤政党結成の自由を保障しつつも、「政党は、宗教、言語、民族、性別、団体主義、地域を基盤として設立してはならない」こと(57条2項)、「外国の利益や団体とのいかなる形態の提携も禁止される」こと(57条6項)が明文で規定されている。

- ⑥「安全な飲料水を得る権利」(64条)、環境権(67条)が明文で保障されている。
- ⑦知的創造の自由及び権利が明文で保障されている(78条)。
- ⑧「反逆罪、スパイ行為、敵国への亡命、及び国家の安全に対するあらゆる犯罪は、法律の定める最大限の罰則をもって処罰される」こと(83条2項)が規定されている。

### III 民法

1975年に制定されたアルジェリアの「民法典」は、フランス民法典の影響を強く受けたエジプト民法典を範としつつ、自国の実情を織り込んだ内容となっている。アルジェリア民法典は、①一般規定、②契約及び義務、③主要な実体的権利、④補助的な実体的権利という4つの主要な部分で構成され、幅広い私法分野をカバーしており、契約・債務関係・不法行為、財産法に関する基本原則を定める。契約法の分野では契約の成立要件(申込と承諾、当事者の行為能力、意思表示の合致、目的の適法性)、契約の効力、債務不履行の効果等が規定されている。また、不法行為法についても、過失に基づく損害賠償責任の原則や使用者責任等を定めている。物権法の分野では、所有権をはじめ、地上権・地役権・抵当権等の各種の物権が定義されている。なお、外国人による不動産取得に関しては制限があり、農地の所有は外国人には原則として認められず、長期賃貸借のみが許容されている。これは、食料安全保障及び国土保全の政策的観点によるものである。このように、アルジェリア民法典は、フランス民法典の影響を強く受けたエジプト民法典を範としつつ、一部に社会主義的政策(経済的公共性の優先)や慣習法の考慮を反映した内容となっている。

家族法に関しては、一般的民法典とは別に「家族法典」が制定されている。アルジェリア家族法典は1984年に制定され、イスラム法の伝統と現代法の要素を折衷した内容となっている。1984年家族法典は、婚姻・離婚、親子関係、相続等についてイスラム法の原則を色濃く反映していた。例えば、女性が結婚する際の後見人の同意の必要性や、夫による一方的離婚の権利(タラーク)を一定範囲で認めるものであった。また、夫は4人まで妻を持つことができる一夫多妻制が認められていた。しかし、女性の権利保護や社会の変化に対応するため、2005年に家族法典の大改正が行われた。これにより、女性の結婚に際して必要とされていた後見人の同意要件は撤廃され、婚姻当事者本人の合意のみで結婚可能となった。一夫多妻制についても規制が強化され、夫が重婚を望む場合には裁判所の事前許可と先妻・新妻予定者双方の明示の同意が必要とされた。さらに、女性の意思に反する強制結婚の禁止が明文で規定された。婚姻最低年齢も、改正前は男性21歳、女性18歳であったが、男女とも19歳に統一された。これらの改正により、家族法典は一定の近代化が図られたものの、依然としてイスラム法由来の特徴は残存している。例えば、相続において男子が女子の2倍の取り分を原則とするイスラム法のルールは維持されている。

### IV 商法・会社法

アルジェリアにおける商取引及び会社に関する法制度は、1975年に制定された「商法典」によって規律される。商法典は、商行為、商事契約、手形・小切手等の有価証券、倒産手続等の広範な事項を定めている。会社法の分野については、商法典及び特別法に、会社形態や企業統治の規定が置かれている。

アルジェリアに投資しようとする外国企業は、アルジェリアに子会社たる現地法人を設立するか、外国企業の支店又は駐在員事務所を設置することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するアルジェリア法人である。これに対し、外国企業の支店及び駐在員事務所は、独立した法人格を有しない。駐在員事務所は、市場調査及び連絡の業務のみを行うことができ、事業活動そのものは行うことができない。

アルジェリアで設立が認められている主な会社としては、表2のものがある<sup>6</sup>。有限責任会社の出資者が一人の場合、有限責任一人会社（EURL）という形態もある。

表2：アルジェリアで設立が認められている主な会社

名称／フランス語	説明
有限責任会社／ société à responsabilité limitée (SARL)	出資者は出資額の限度で責任を負う。出資者の数は2～50名。最低資本金額に関する規制は無い。出資持分の譲渡には、他の出資者の同意が必要である。少額の資本金でも設立が可能であり、小規模の企業に適する。
株式会社／ société par actions (SPA)	株主は出資額の限度で責任を負う。7名以上の株主により設立。最低資本金額は、公開企業の場合は500万DZD、非公開企業の場合は100万DZDである。株式の譲渡制限がなく、大規模事業に適する形態である。取締役会が選出した会長が経営・管理業務を行う「取締役会設置株式会社」と、経営委員会が経営業務を行い監査委員会が監督業務を行う「経営委員会設置株式会社」がある。

外国企業による出資規制として、2009年以降、アルジェリア側の持株比率を少なくとも51%とする「51／49ルール」が適用されてきた<sup>7</sup>。このルールは、外国企業による出資に対する参入障壁となっていると指摘されていたが、2020年に、一部の例外を除き撤廃された。現在、このルールが維持されているのは、軍事産業、鉄道・港湾・空港インフラ、一部の製薬業等、国家の主権に関わる「戦略的分野」と指定されたごく一部の業種のみである。それ

<sup>6</sup> <https://www.trade.gov/country-commercial-guides/algeria-licensing-requirements-professional-services>

<sup>7</sup> <https://lexafrica.com/wp-content/uploads/2022/09/Business-Guide-2025-part-1-part-2.pdf>

以外の全ての生産・サービス分野においては、外国投資家が100%の株式を保有することが可能となった。また、近年、投資促進のため投資法の改正や外国送金規制の緩和策が講じられており、外国企業のためのビジネス環境の改善が図られている。

## V 民事訴訟法

### 1 訴訟

アルジェリアの訴訟手続は、2008年に制定された「民事・行政訴訟法典」によって統一的に規律されている。この法典は、民事訴訟と行政訴訟の双方の手続を一つの法典にまとめた点に特徴がある。

手続の基本原則は、フランス法の影響を受けた大陸法系のモデルに準じている。訴訟は、当事者が提出する書面を中心に進行する書面主義と、裁判官が手続を主導し、職権で証拠調べを行うことができる職権探知主義の要素を併せ持つ。

訴訟手続は、まず、原告が管轄裁判所に訴状を提出して開始され、裁判所による被告への召喚状送達後、審理は裁判官主導で進行する。当事者は準備手続において書面で主張立証を行い、証拠としては書証や宣誓供述書が重視される。証人尋問も行われるが、英米の訴訟手続ほどには頻繁ではなく、主に提出された書証及び法的主張に基づき裁判官が心証を形成する。

アルジェリアの裁判所制度は、前述のとおり、「一般司法」と「行政司法」の系列に分けられる。民事事件は、第一審裁判所、控訴裁判所、最高裁判所という「一般司法」の系列の裁判所で審理される。他方、行政事件は、行政裁判所、行政控訴裁判所、国務院という「行政司法」の系列の裁判所で審理される。但し、アルジェリアの司法手続は、官僚的で意思決定プロセスが遅く、紛争解決までに数年を要することも少なくないとの指摘もある<sup>8</sup>。

### 2 仲裁

アルジェリアは、UNCITRAL モデル法に準拠した仲裁法を有するほか、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(ニューヨーク条約)に加盟しているため、原則として、外国の仲裁機関による仲裁判断のアルジェリアでの承認・執行が可能である。また、投資紛争解決については、「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」(ICSID 条約)に加盟しているため、ICSID 仲裁裁定のアルジェリアでの執行が可能である。

アルジェリア商工会議所(CACI)は、国が支援する全国規模の商工会議所であり、投資紛争の仲裁権限を有している。しかし、解決プロセスは非常に遅く、解決までに数年かかることもある<sup>9</sup>。

<sup>8</sup> <https://www.addleshawgoddard.com/en/doing-business-in-africa/africa-countries-a-z-list/algeria/>

<sup>9</sup> <https://www.addleshawgoddard.com/en/doing-business-in-africa/africa-countries-a-z-list/algeria/>

## VI 刑事法

### 1 刑法

アルジェリアの1966年刑法典は、他の主要法典と同様に、フランス刑法典をその起源とする。犯罪は、その重大性に応じて、重罪、軽罪、違警罪に分類される。刑法典は、国家安全に対する罪、公務員に対する罪、個人の生命・身体・財産に対する罪等、伝統的な犯罪類型を網羅している。しかし、アルジェリア刑法典には、国家が個人の自由や政治活動を統制するための道具として機能する側面が色濃く存在する。特に、以下のような規定が問題視されている<sup>10</sup>。

#### (1) 表現の自由を制限する犯罪

「フェイク・ニュースの流布」、「公務員や国家機関への侮辱」、「国家の安全や統一を害する行為」等の犯罪構成要件の文言は、その定義が極めて曖昧であり、政府に批判的な意見を表明したジャーナリスト、ブロガー、人権活動家を訴追するために濫用されていると批判されている。

#### (2) テロリズムの拡大解釈

近年の法改正により、「テロ行為」の定義が拡大され、「非憲法的な手段による政権交代を目指す行為」等も含まれるようになった。この規定は、平和的な民主化要求運動を弾圧するための法的根拠として利用される危険性があると指摘されている。

### 2 刑事訴訟法

アルジェリア刑事訴訟法典もまた、フランス法の影響を受けている。アルジェリアの刑事手続はフランス法に由来する糾問主義的手続で、予審判事制度が採用されている。重罪については、検察官が捜査開始を申し立てると裁判所から独立した予審判事が任命され、予備審問手続を主導する。予審判事は、強制捜査の許可、証拠収集、被疑者・証人の尋問等を行い、犯罪の嫌疑が固まれば訴追決定を下して公判に付す。比較的軽微な事件（軽罪・違警罪）では予審を経ず、検察官が直接起訴し、簡易な手続で第一審裁判所が審理を行う。刑事訴訟法典により、被疑者・被告人には、逮捕時にその理由と容疑を告知される権利、黙秘権、そして弁護人選任権等が保障されている。起訴前の勾留期間には厳格な制限が設けられており、軽罪の場合は最長48時間（検察官の命令により、1回だけ24時間の延長が可能）、重罪の場合も最長48時間（検察官の命令により、1回だけ48時間の延長が可能）と定められている。

しかし、これらの法定手続が常に遵守されているわけではないという指摘が、国内外の人権団体からなされている。特に、警察署での取調べ段階における被疑者への虐待・拷問や、

---

[list/algeria/](https://www.icnl.org/resources/civic-freedom-monitor/algeria/list/algeria/)

<sup>10</sup> <https://www.icnl.org/resources/civic-freedom-monitor/algeria>

弁護人との接見が不当に妨害されるといった問題が報告されている。

## VII おわりに

以上のように、アルジェリアの法制度は、フランス法を起源とする大陸法系の移植と、イスラム法の影響とが融合した独自の発展を遂げてきた点に特質がある。フランス法を起源とする法制度を基盤としつつ、イスラム法の理念は主に家族法典・刑法典に残存している。その一方で、独立後の国家建設においては世俗的な近代法原則が重視され、シャリーア法廷の廃止や女性の権利拡充等の改革が一定程度、実現した。アルジェリアはチュニジアほど急進的ではないにせよ、一夫多妻制の制限や女性の離婚権承認等、イスラム法の近代的再解釈を通じた法改正を行ってきた。

他方で、政治・統治の面では軍を含むエリート層による強い統制と安定志向が色濃く、民主化と基本権保障の分野ではなお課題が残る。近年は「法の支配」の確立や汚職撲滅が国民的課題となっている。

アルジェリアの法改革は、漸進的ではあるが着実に進められている。今後も、政治・社会の動向次第であるが、アルジェリアの法制度は、北西アフリカ（マグレブ）地域における一つのモデルとして、その独自の進化を続けていくであろう。今後も、アルジェリアの法制度の動向について注視していく必要がある。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.53 No.11』（国際商事法研究所、2025年、原題は「世界の法制度〔アフリカ編〕第9回 アルジェリア」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。